分科会 第二

「明治三十二年調」問題の経緯と課題

NPO 法人人権センターながの
高橋典男

1．「明治三十二年調」問題の経緯

2021 年

２月 18 日　表紙に「明治三十二年　癩病患者並血統家系調　長野県大町警察署」（以下「明治三十二年調」と表記する）と書かれた簿冊が「ヤフオク」に競売開始価格 20 万円で出品されていることを、ハンセン病問題に取り組む富山県の浄土真宗僧侶から敬和学園大学（新潟県新発田市）藤野豊教授に連絡。藤野教授から長野県、信濃毎日新聞社、NPO 法人人権センターながのに連絡があった。

（競売開始は２月 13 日：出品情報）

> 出品情報には「明治三十二年調」の画像が掲載されており、表紙には上記記載のほか朱字で「永年保存」とも書かれていた。また、ハンセン病患者や家族の個人名、住所などが書かれた画像も一部掲載されていた。
> 出品者は埼玉県の古書店。
> 同じ簿冊を古書販売サイト「日本の古本屋」にも 22 万円で出品していた。

同日　NPO 法人人権センターながのから関係機関に報告。

- 長野県と協議（長野県としての取り組みを依頼。また県から法務局に連絡）
- ヤフオクに削除要請（各所から）。サイト上から削除。
- 人権を守ることを最優先に緊急対応。
- 長野県から出品者（古書店店主）に閲覧及び販売しないよう電話で要請し確約。結果として落札者はいなかった。ヤフーは同日サイト上から削除したが一時的に一部内容が見られる状態になるという重大な人権侵害が発生した。

> 対応体制＝2020年開催予定（延期）「ハンセン病市民学会全国交流集会in長野」に向けて開催地実行委員会を結成し、関係機関との取り組み体制ができていた。
> 賛同機関団体として長野県も参加。NPO法人人権センターながのが開催地実行委員会事務局の窓口となっていた。

２月 19 日　信濃毎日新聞が一面記事で報道。

２月 20 日　マスコミ各社が報道。

２月？日　長野県が古書店を訪問し店主と面会。

- 店主は「史料として埋もれてしまわないよう、研究者や公的機関による購入を想定していた」「このような重大な問題だとは思わず、大変申し訳なかった」と語った。
- 「明治三十二年調」の回収について、県が新聞報道記事を見せたとこころ、店主は「研究の為にハンセン病市民学会に渡したい」と申し出た。

３月 ３日　回収のため古書店を訪問。

訪問者　全国ハンセン病療養所入所者協議会（全療協）・藤崎事務局長
ハンセン病市民学会・訓覇事務局長
ハンセン病問題ネットワーク長野・中島世話人
NPO 法人人権センターながの・高橋事務局長

- 店主は「いくらでもいいので売ってほしいという人もいた」
  「そういう人には売らないやり方をしてきた」
  「研究機関や公的機関を主な相手として商売をしてきた」
  「多磨全生園にも行ったことがある」
  「だけどそんな差別の問題が今もあるとは知らなかった」などと語った。

⇒私たちの対応は（口頭説明）。
⇒入手先は、店主「答えられない……」のあと（口頭説明）。

- 仕入値を補償して「明治三十二年調」台帳を回収。
- 「明治三十二年調」は当面全療協事務局で保管。
- 今後の取り扱いや課題について、ハンセン病市民学会、全療協、長野県関係機関とで検討会を発足させ検討することに。

同日　　全療協は「明治三十二年調」に関する声明を出した。
３月17日　長野県知事が「問題意識を持って対応する」と発言。
３月26日　検討会準備会開催。全療協、長野関係団体、市民学会で構成。
４月22日　第１回検討会開催。
５月12日　長野県阿部守一知事に要請書を提出　（要約）

①長野県としての基本認識と取り組みの姿勢を明確にし、多大な不安と恐怖を感じている当事者に対する救済についてその被害の本質を見極め、早急に的確な策を。
②当該資料の流出、オークション出品に至る過程、経路について、つぶさに解明。流出の原因も明らかにし、再発防止策を。また、同様の人権侵害が発生した場合の対応策を。さらに、法整備などについて、国などに積極的にはたらきかけを。
③当該資料の保管状況、所在について、県庁内および県警察、関係機関も含めて徹底的に調査を。併せて、ハンセン病問題にかかわる公的歴史資料に関する保管状況の確認を。さらに、個人が所有している場合の対応策や呼びかけ方法などについても明確に。
④本件の持つ社会的背景、市民意識を分析し、ハンセン病問題の全面解決に向けた、県民に対する、さらなる教育、啓発に関するプログラム策定を。
⑤上記取り組みに際して、県庁内プロジェクトチームの設置を。さらには第三者委員会の設置についても積極的に検討を。

知事の回答（抜粋）

・**重く受け止めており、心からお詫び**申し上げます。
新しい被害をもたらしてしまうことがないように取り組んでいきたい。
・**この不安を解消する努力を怠ってはいけない**と思っています。
1.流出の経過について、**可能な限り調査したい。県民の皆さんに、文書を見たことがあるか、持っていないか、呼びかけを検討**することも必要ではないかと思っています。
関係省庁とも情報を共有して方向性を見出していきたい。
2.**行政の情報管理について、個人情報保護条例の運用と、個人情報の適切な管理。改めて要綱を含めた情報管理の在り方について、方向付けしていきたい**と思います。
3.**まず我々は、ハンセン病の問題を反省する。特に行政が差別する側になってしまった歴史的な事実は重たい**もの。**今回の文書への対応、県としての情報管理の在り方、人権政策全般についての強化**を行っていきたい。

■長野県の調査等は７月末まで。その後とりまとめの上、まず知事会見で公表。
７月21日　第２回検討会開催　10月21日 第３回検討会開催
2022年　３月30日　第４回検討会開催　※長野県から調査リストなどが説明。
５月２７日、知事会見で公表。

2. 現時点での課題
（1）「明治三十二年調」及び関係資料調査結果について
①「これで終わり」ではない。
②県庁、警察、現地機関以外に保有している可能性がある場所や個人などの調査は。
③今までの調査の経緯からは、古い資料が保管されていないことが危惧される。
（2）取り組みの「限界」と法整備について
①オークション出品に至る過程、経路について、流出ルートの解明がむずかしい。
②人権侵害にあたる資料を売買する行為に対する「規制」などをどうするか。
③ネットオークションなど「内部規則」策定の取り組み。
④保存をどうするか、また公文書規定をどうするか。
（3）この問題は全国的問題だという認識の欠如
①同様の事がおこった場合どう対応したらよいか。
②個人が保有している場合、行政機関等への連絡及び対応をどうしたらよいか。
③資料が売買されていることなどを市民が知った場合の連絡先及び対応とその啓発。
④古書店、古物商など事業者への働きかけを誰がどうするか。
⑤各都道府県での関係資料も含めた調査。　※参考：「群馬県調査 2014 年報告書」
（4）関係資料の内容がネット上で開示される危険性とそうした事態への対応の仕方
（5）「壬申戸籍」のオークション販売問題の取り組みと連携すべきではないか